

埼玉県私立高等学校通信制の課程の設置認可に係る審査基準

1 趣旨

私立高等学校の通信制の課程の設置に係る認可について、学校教育法（昭和22年法律第26号）、高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号、以下「通信教育規程」という。）その他法令の定めるところに従い審査するため、この基準を定める。

2 立地条件

通信制の課程を置く私立高等学校（以下「実施校」という。）は、学校教育の場にふさわしい適切な環境に立地していなければならない。

3 広域の通信制の課程

実施校が埼玉県内に住所を有する者のほか、他の2以上の都道府県の区域内に住所を有する者を併せて生徒としようとするときは、その必要性が特に認められるものでなければならない。

4 通信教育の教育内容

通信教育における添削指導の回数及び面接指導の単位時間数は、高等学校学習指導要領（以下「学習指導要領」という。）第1章総則第8款に定める回数及び単位時間数を最低の基準とする。

5 協力校及び面接指導実施施設

(1) 実施校の設置者（以下「設置者」という。）が通信教育規程第3条に規定する協力校を設ける場合において、当該協力校が他の設置者が設置する高等学校であるときは、設置者は当該協力校の設置者の同意を文書で得るものとする。

この場合において、同意の文書には、教職員、施設、設備その他協力の内容を具体的に記載するとともに、当該文書を知事に提出するものとする。

(2) 設置者は、教育上支障がないと認められる場合には、実施校のほか、学習指導要領で規定する面接指導及び試験等を実施するための施設（以下「面接指導実施施設」という。）として実施校専用の施設を設けることができる。この場合には、実施校の学則に記載しなければならない。

面接指導実施施設の施設、設備については、通信制の課程のみを置く私立高等学校（以下「独立校」という。）の基準を満たすことを原則とする。

6 面接指導における生徒数

同時に面接指導を受ける生徒数は、40人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

7 教諭等の数

実施校において通信制の課程に関する校務を整理する専任の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、通信教育を担当する専任の教諭、助教諭及び講師（常時勤務の者に限る。）

の数は、通信教育規程第5条第1項に掲げる数を最低の基準とする。

8 事務職員の数

実施校における通信制の課程の事務に従事する事務職員の数は、通信教育規程第6条による。

9 校長の専任又は兼職

独立校の校長は、専任でなければならない。ただし、特別の事由があり、かつ教育上支障がないときは、他の学校の校長を兼ねることができる。

10 養護教諭等

実施校には、養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭その他の生徒の養護をつかさどる職員1人以上置かななければならない。ただし、他の職を兼ねることができる。

11 独立校の校舎等

(1) 校地は、適正な教育環境が確保できる面積とする。

(2) 校舎は、独立した建物とし、その延床面積は1,200平方メートルを最低の基準とする。

(3) 普通教室は、生徒数及び面接指導の単位時間数等に応じ、適正な面接指導等が実施できる数を確保するものとする。

なお、教室の面積は、同時に面接指導を受ける生徒1人当たり1,32平方メートル以上とする。

(4) 運動場は、学習指導要領で定める体育の面接指導が支障なく実施できる面積を確保するものとする。

なお、必要な面積が確保できる場合は、体育館でも可とする。

12 運動場又は体育館の共用

独立校の設置者である学校法人は、教育上支障がないことが確実な場合に限り、当該学校法人が同一敷地又は隣接地に設置する他の学校（専修学校及び各種学校を含む）の運動場又は体育館を共用することができる。

13 校具及び教具

校具及び教具は、学校規模に応じて、机、いす、機械器具、標本、図書、その他教育上必要なものを備えなければならない。

14 基本財産

(1) 実施校の校地、運動場、校舎及び面接指導実施施設は、原則として自己所有であるものとする。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障が生じない場合で、その土地及び建物について、下記のア又はイの条件を満たすときは、借用とすることができる。

ア 所有者が国又は地方公共団体等の公共的団体である土地・建物を借用するとき。

- イ 校地、運動場、校舎及び面接指導実施施設の一部を借用する場合で、当該実施校のために継続的に使用できる権利を有するとき。
- (2) 前記(1)イの継続的に使用できる権利の期間は、20年を下回ってはならない。
- (3) 前記(2)の期間が満了しようとするときは、これに代わる校地、運動場又は校舎を既已取得している場合を除き、更新の手続きを取らなければならない。
- (4) 私立学校の校地、運動場及び校舎は、原則として負担付きであってはならない。
ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障を生じない場合で、その土地及び建物について、下記のアからウの条件を全て満たすときは、抵当権を設定することができる。
- ア 私立学校の施設、設備の取得及び建設のための負債に係る担保であること。
- イ 日本私立学校振興・共済事業団及び確実な金融機関等が行う貸付による担保であること。
- ウ 前号の担保に関する適正、かつ、実行可能な償還計画があること。
- (5) 前記(4)ア、ウの条件を満たす場合で、日本私立学校振興・共済事業団が行う貸付けに係るものについては、根抵当権の設定を認めるものとする。

15 資金

- (1) 実施校に必要な施設及び設備に要する経費(以下「設置経費」という。)の財源は、その全額が実施校を設置しようとする者の自己資金によらなければならない。
- (2) 前記(1)の規定にかかわらず、以下の条件を満たした場合には、設置経費の30パーセントを超えない範囲において、借入金を設置経費の財源とすることができる。
- ア 借入金の返済に関する具体的な年次計画が策定されており、かつ、これに要する財源見通しが確実と認められること。
- イ 設置経費の一部を借り入れた後の学校法人(新たに設立される予定の学校法人、私立学校法第64条第6項の規定に基づき学校法人となる予定である同条第4項の法人を含む。)の総負債比率(当該学校法人の総資産に対する総負債の割合をいう。)が50パーセントを超えないこと。

16 既設の学校を有する学校法人が私立学校を設置する場合の必要条件

既設の学校を有する学校法人が私立学校を設置する場合の必要条件については、埼玉県私立小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の設置認可に係る審査及び手続に関する基準第3第11項を準用する。この場合、「既設の私立学校」は、「既設の私立高等学校の通信制の課程」と読み替えるものとする。

17 申請手続

設置認可申請手続については、埼玉県私立小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の設置認可に係る審査及び手続に関する基準第4を準用する。この場合、「私立学校」は、「私立高等学校の通信制の課程」と読み替えるものとする。

附 則

この審査基準は、平成12年12月19日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成17年11月9日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成23年4月1日から施行する。